

入札監理小委員会 第565回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第565回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年10月18日（金）14：27～16：00

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

- 航空交通管制機器部品補給管理等業務（国土交通省）
- 港湾、空港における発注者支援業務（国土交通省）
- 道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等（国土交通省）

3. 閉会

<出席者>

（委員）

井熊主査、梅木副主査、関野副主査、宮崎専門委員

（国土交通省）

航空局交通管制部管制技術課 遠藤課長

航空局交通管制部管制技術課 濱崎航空管制技術調査官

（国土交通省）

港湾局技術企画課 内藤建設企画室長

港湾局技術企画課 今津品質確保企画官

港湾局技術企画課 三浦専門官

（国土交通省）

大臣官房技術調査課 近藤建設システム管理企画室長

大臣官房技術調査課 川尻課長補佐

（事務局）

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○井熊主査 それでは、ただいまから第565回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、航空交通管制機器部品補給管理等業務の実施要項（案）につきまして、国土交通省航空局交通管制部管制技術課、遠藤課長よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、ご説明は15分程度でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○遠藤課長 では、失礼いたします。管制技術課の遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

私ども、交通管制に使用する管制機器の部品補給管理業務に関する案件でございます。前回の入札監理小委員会、本委員会の6月に議論いただいたところから、それ以降進んでいる部分についてご報告いたしたいと思います。

まず1点目でございますが、入札者をもっと増やすために業務説明会にいろいろ来ていただくということで、当方のホームページ、また総務省のほうにもご協力いただきまして、ホームページへの掲載、また関係の広報誌に業務説明会の開催案内等を掲載することで、実際、業務説明会を開いた際には倉庫業者等を含む6社にご参加いただいたところでございます。

もう1点目でございますが、受託される方、実際、業務をコントロールされる統括実務者への訓練というのを受託者から要求があれば、私どものほうで実施するということを入札実施要項のほうに明記させていただきました。詳細につきましては、入札実施要項（案）に基づきまして、担当のほうからご説明させていただきたいと思います。

○濱崎航空管制技術調査官 管制技術課で調査官をしております濱崎と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうから実施要項（案）の変更箇所につきまして、お手元の資料のほうにございますが、変更箇所を赤字で記させていただいております。その変更箇所のうち、主な変更箇所として検討しました5点につきまして、ご説明させていただきます。

まず1点目につきましては、4ページとなります。4ページの1.1.4の（1）の常駐場所についてでございます。業務の実施場所につきまして、まず物品管理法がございまして、物品は国の施設において保管することが原則となっております。今まで国の施設においての保管庫で管理しております。

現在の場所におきましては、羽田空港の航空局の庁舎に保管庫がございまして、日本最大の羽田空港の航空ネットワークを利用することができることから、流通の利便性が高く、また、羽田空港の障害におきましては物品の補給がリアルタイムにできることとなっております。

ります。

もし別の場所に実施場所を設けるとなりますと、契約の切りかわりごとに請負者の倉庫への移動が発生しまして、9,300点ほどの今の保管の物品の移動で、費用や移動中の時間等がかかることから、輸送の遅れ等の懸念もございます。また、そのほかに請負者の倉庫の賃料等の懸念等も発生することになりまして、検討の結果、現在の国の保管場所が適切だということで判断しているところでございます。

続きまして、4ページ目のその下の(4)の①の統括実務者についてでございます。統括実務者の業務につきましては、実施要項に記載のとおり、実務者への指揮監督、監督職員との連絡調整、実務者への教育訓練等を業務としております。

また、監督者との連絡調整におきましては、新規納入品の納入調整や修理実施者への引き渡し調整などがあり、平日に実施しているところです。そのほかにも管理換えの部品が複数あった場合には、全国の場所から、どちらから送るのが早いかということでの管理換えのものと箇所の選定を行ったり、管理換え要求が同時に複数発生したときには、障害により優先順位を考えて部品の手配の決定をしているところでございます。以上により統括実務者の配置が必要と判断しております。

その次になりますが、実務者についてでございます。実務者につきましては、実際の倉庫におきまして物品の輸送の調整を行います。365日実施しておりまして、1日で平均4件の調整を実施しているところでございます。

部品の中には重量物や棚等の高所に保管されているものもあり、脚立での作業も必要となったりしてまいりますので、実務者2名で倉庫に行き、作業の安全管理も図っております。また、2人で確認を行うことにより部品の間違った配達、違う部品を配達することを防ぐとともに、梱包業務も行っているところです。

そのほかにつきましては、土日は統括実務者が配置されておりませんので、緊急の障害の対応の連絡等の対応もしております。そのほかにも1年に1回棚卸しということで、部品がちゃんとあるかという確認も実務者により実施しております。以上によりまして、実務者も2名の配置が必要と判断しているところでございます。

次、6ページとなります。6ページ目の一番上の貸与物品についてでございます。9月3日に実施しました業務説明会におきまして、棚が新たに必要になったときについて質問がございまして、協議の上、棚等が必要になった場合には航空局が準備し、貸与することによって説明しておりまして、その明記をしているところでございます。

続きまして、13ページ目となります。一番上、8.5.9の「引継ぎ」のところがございます。民間事業者からの引き継ぎ、前任のほうからの引き継ぎを実施することにつきましては、今までも記載しております。先ほど遠藤課長からご説明を行いました統括実務者についても訓練を今後、航空局が行うということで、ここに明記しているところがございます。

以上、簡単ではございますが、5点の説明をさせていただきました。

○井熊主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問のある委員はご発言いただきます。いかがでしょうか。

○宮崎専門委員 ご説明ありがとうございました。何点かあるんですが、まず1点目なんですが、この資料のA-3で業務概要、請負概要というポンチ絵のような図があると思うんですが、こちらの資料には中央倉庫で9,300品の部品があるとか書いてあるんですが、資料のA-2の入札要項の22ページの従来の実施状況を見ますと、受け払いの数量とか件数は書いてあるんですが、探す対象となる、そもそも保管している数量がどれぐらいなのかというのは、あったほうが管理するものの総数がイメージできると思いますので、可能であれば記載いただいたほうがより状況がわかるのかなと思いますので、検討いただければと。これが1点目でございます。

それから、実際に倉庫業者がほんとうに参加、検討される場合に、現地の状況とか管理状況をおそらく見た上で提案書とか実施体制を書きたいというニーズがあるかと思うんですが、そこら辺は必要に応じて現地を見られるような機会を何かしら与えられるようなことが、入札に参加申し込みした場合には機会を与えるような記載がどこかにあったほうが適切じゃないかなと思います。これが2点目です。

それから、3点目が通し番号のA-2の13ページになりますが、「引継ぎ」という記載があって、必要な情報は引き継ぎしますとありますが、他方で、5ページに業務の達成すべき質なんかに管理する物品の損傷及び紛失しないことと書いていまして、先ほど棚卸しの話もあったんですが、業者がかわる場合に、そもそも引き継いだ時点で何を何個持っているのかということのリストを渡してあげないと、引き継いだ人がなくしたのか、もともと物品管理簿と実物が合っていなかったのかという、ここの区分けが不明になると思いますので、その点の取り扱い。

引き継ぎ時には棚卸しを行って、物品管理簿と実物の一致を確認した上で引き継ぐとか、

もうちょっと具体的な対応を書いてあげないと、結構高額な部品もあると思いますので、引き継いだ方が気づいたら合わない場合に、前任者の責任なのか、後任者の責任なのか不明になる可能性があるなと思っていて、その点を何かしら、こちらに記載いただければなと思います。

以上、3点です。

○遠藤課長 ご指摘ありがとうございます。

今、ご指摘いただいた3点につきまして、すごく直感的ですけど、問題なく、これに取り込めるといいますので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○井熊主査 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

○梅木副主査 ご説明ありがとうございました。先ほど変更箇所のご説明をいただきましたが、22ページの従来の実施状況で、それぞれの年度ごとに業務で何件発生したかというのが書いてあります。一方で、先ほどのご説明で1日の平均、移動件数が4件とおっしゃっておられましたが、それは、この中の移動の②番の部分のところだけをおっしゃっているのですか。さきほどのご説明とこちら資料の関係性をまず確認させていただけますか。

○濱崎航空管制技術調査官 おっしゃられたとおり、22ページの②番の輸送管理件数というところを1日当たり、365日で割った数量となっております。

○梅木副主査 わかりました。

それで見たときに、実施体制のあり方については統括実務者1名、実務者2名の体制の維持が必要ということですが、実務者は安全管理上、1人で作業するのは危険なので、2人必要とおっしゃっていましたが、前のページ、20ページのところで、従来の実施に要した人数というのは、実務者、ここでは4名と書いていますが、これは延べ人数でしょうか。あるいは、毎日、実際に4名の方が勤務されていて、実際、この業務に当たっては月平均で毎月5人の方が必要だという見方になるのでしょうか。

○濱崎航空管制技術調査官 20ページの実務者の人数につきましては、勤務している人数だけではなくて、シフトを回すために、その日はお休みで、また次の日に入るという人数も含めた、要は会社にいる人数となっております。

現在請け負われている会社におきましては、自主的にもう一人要員を配置、こちらが求める以上に配置していただいておりますので、合計で4人の配置をしているということの記載となっております。

○梅木副主査 そうしますと、実働されている人数ではなく、所属して、この会社にいらっしやる人数ということですか。

○濱崎航空管制技術調査官 補給センターという倉庫で、実際、その業務だけをする方として4名の配置を現在はしていただいているということになります。

○梅木副主査 そうすると、実際に稼働はどれぐらいなのかというのは、ここで記載されているのとは違う状況になるのでしょうか。業務の負荷、どれぐらいの人が必要かというのを第三者的に知りたいと思ったときに、まず、従来の業務に要した人員と、その次のページのいろいろな管理業務でどれぐらいの件数が発生しているかというところを見ることで、作業のボリュームと必要な人員数を知ることができると思いますが、稼働されている実態を示しているかということ、そうではないということでしょうか。

○濱崎航空管制技術調査官 実際の作業につきましては、実務者が毎日2名の配置ができれば作業できる業務量という認識をしております。

○梅木副主査 わかりました。そうすると、予備的に、何かあったときのためのシフトとして2名が入っているということでしょうか。

○濱崎航空管制技術調査官 20ページのほうでは、忙しくなったときに人数を増やせるような体制を、この会社はとっていただいているということで、最低限、毎日の勤務の2名と休みの日に入られる、3名の方が配置されていれば業務は回ると判断しております。

○梅木副主査 わかりました。実際の業務は3名で回るとというのは、実施要項の4ページ目に記載されているところで読み取るということでしょうか。従事者の種類、先ほど変更箇所のところ、統括実施者1名と実務者2名と書いてあるので、こちらを見たときに、そのように読みとれるかもしれませんが、一方で、20ページで実務者4名とあるため、どちらが作業の実態なのかよくわからないのではないのでしょうか。作業量を知るという意味では、20ページに脚注として、シフトのための予備の2名の方も数字として含んでいきますと書いていただくと、よりわかりやすいのかなと思います。

○濱崎航空管制技術調査官 わかりました。対応させていただきます。

○梅木副主査 ありがとうございます。

○井熊主査 ほかいかがですか。

○関野副主査 いいですか。以前、質問したかもしれないんですけど、今のお話で、はっきり言うと4ページの3名というのは出面ですよ。多分、統括実務者は指名だと思うんですけど、実務者のほうはかわってもいいんですか。つまり、1日2名は出るけれど、大

きな倉庫会社とか運送会社だったら、ほかのも兼務していて、そちらは10人ぐらいいるんだけど、2人ぐらいかわりばんこに出してもいいという発想でよろしいんですよね。

○濱崎航空管制技術調査官 実務経験というのを記載してございますので、それを満たされる方であればかわっていただいても構いません。

○関野副主査 そこは、ちょっとどこか読める。普通、読むかなとは思いますが、専属である必要はないということをどこかに書いておかなくてよいかなと思っただけなんですけど。

○濱崎航空管制技術調査官 この業務を専従する必要はございますが、人を固定する必要はないということで、逆の意味で言いますと、固定しなければならないという書き方はしていないところでございます。

○関野副主査 説明会で、そういう質問というのはなかったですか。

○濱崎航空管制技術調査官 説明会では、そういった質問はございませんでした。

○関野副主査 では、どこかに書いておいたほうが親切ではないかと思うので、専従である必要はないとか、専属である必要はないと。

○遠藤課長 ちょっと工夫させてください。

○関野副主査 よろしくお願いします。

○井熊主査 これは、入札しなかった人に対するヒアリングの中で、請け負い可能な社内体制の確保ができないということで、いろいろ検討されて、その答えというのは、今回の場合、具体的にはどういうことなんですかね。

○濱崎航空管制技術調査官 ヒアリングしたときの会社の話では、自分の倉庫でできないということで、別の場所に人をさらに派遣して配置する必要があるという認識でおっしゃられたことと理解しております。

○井熊主査 それは、場所の話であって、人数とか、そういう話ではないということですか。

○濱崎航空管制技術調査官 場所と人数、両方あるかと思いますが、新たな場所での業務が発生するので、人も増やさないといけないという認識でおっしゃられた言葉だと理解しております。

○井熊主査 皆さんが言われているように、3名でできる仕事なんだ。しかも、2名は交代でもいいんだということをわかりやすいようにしてほしいというのは、そうなんですけど、統括実務者といって統括作業といっても、2人、3人しかいないところで統括という業務

そのものが大きいとは思えないので、この人も実際実務をやるわけですよね。ですので、ここで、仮に1名、2名、始め置いたときに、これだったら2人でもできるやというふうに思ったときに1人減らしちゃいけないんですか。

○濱崎航空管制技術調査官 私たち国の職員も平日で勤務しておりまして、統括実務者の方と色々な調整、新しい部品が入ったりとか、修理する部品を集める日を決めたりとか、色々な調整が平日ございまして、その窓口として配置しております。その方が、また実務者のほうに指示を出して実際の作業をしてもらうという形をとっております。

○遠藤課長 実際、2人でもいいやと、会社が割り切って1人浮かしちゃうと。会社にとっては人件費的にメリットはあると思うんですけど、万が一、回らなかったら契約違反じゃないかと、即ひっかかってくると思います。こちらも、かなり迅速性を要求している業務なんで、要はレーダーがとまっているけど何とかしてくれ、部品送ってくれというお仕事をやってもらっているんで、向こうが勝手に人を削っていて業務が回らなければ、かなり大きいペナルティーを科さざるを得ないと思います。

○井熊主査 それは、事業者の判断に任せればいいことだと思うんですけど、だからといって、ふだん稼働していない人間をずっと張っておくというのは、普通、民間企業はしないですよね。それは、緊急のときに何分以内に駆けつけられるようにしておこうとか、そういうところで、最低、必要限度の人数を張っておくのが普通だと思うんですけど。

○遠藤課長 極端に言うと、電話番号さえいれば、何かあったら10分以内に1人プラス2名が駆けつけてもらっても実態は困らないかもしれませんが、そういうふうに契約しづらいんだと思いますが、それは会社が考えるべきことかもしれません。

○井熊主査 全く人がいないというのは極例かもしれないですけど、定常業務でやっていて、2名でできるんだと思ったら、別に2名に減らせる自由度というのは与えてもいいんじゃないかなと思いますし、あと、先ほど統括業務というものが、そのぐらいスタッフを拘束するような内容があるのであれば、その統括業務の説明、どこかに書いてあるんでしたっけ。どのぐらいの頻度で拘束されているとか、わかるようになっているんですか。

○濱崎航空管制技術調査官 業務につきましては、2ページの1.1.3の業務内容のところで管理業務としまして、統括実務者が下記の①、②、③の業務を実施するという事で記載しております。

○井熊主査 これを見る限り、1日1時間もあればできることかなと思うんですけどね。

○濱崎航空管制技術調査官 やはり空港で障害が起きますと離発着ができなくなったりす

る施設もございまして、できるだけ速やかに復旧しないと次の航空機がおりられない状況になる施設もございます。それで、いち早く調整をとって、部品をすぐ手配して輸送して、早く届かないと復旧できませんので、そういった連絡体制も日ごろから確保することも含め、統括実務者のほうを配置しているところでございます。

○井熊主査 わかりました。ほかよろしいですか。

今、いろいろ意見を伺って、ほとんどのところは、先ほど課長も言われましたように、大体、修正できるような内容であると思いますけど、最後のところの自由度を与えるかどうかというのは、空港というところは、そういうところである。だから、最低3人は必要であると言え、それはそれで仕方がないのかなと思いますけども、ほかの部分に関しては、今、委員の中でいただいた話でできるかできないかの検討が必要だという点はいかがですか。

○遠藤課長 ほとんどの点、いいアドバイスとしてご指摘を盛り込めるように検討したいと思っております。

○井熊主査 それでは、今の意見を反映するという方向でご検討いただくことで、本実施要項に関する審議は、これまでとさせていただきたいと思います。

事務局から何か確認すべき事項があれば。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、小委員会での審議は終了したもののとして、今後の実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料作成については一任いただきたいと思います。先生方、よろしいでしょうか。

もし、どうしても今言った意見の中で反映できない点があれば、また事務局を通じてご連絡いただければというふうに思います。

本日は、どうもありがとうございました。

（国土交通省退室）

（国土交通省入室）

○井熊主査 それでは、続きまして港湾、空港における発注者支援業務の実施要項（案）につきましては、国土交通省港湾局技術企画課、内藤建設企画室長よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○内藤建設企画室長 港湾局技術企画課、内藤です。よろしくお願いいたします。

お手元の資料 2－7 で、まず今回、実施要項の変更に当たりまして検討の経緯等のご説明をさせていただきます。

1 枚目について、例年実施していますが、民間企業の参入を促進し、さらなる競争性向上を図ることを目的に、当該業務に入札参加した企業等に今年もアンケート調査を実施しています。その結果を踏まえた上で、課題、問題点を把握して、次年度の実施要項をどういうふうに修正していくかということの検討材料としています。

今年 7 月 26 日の入札監理小委員会でご指摘を頂いたところですが、このアンケート調査をより丁寧に聞くことで、実際、どういったところが入札に参加する上での障壁になっているかという課題等の抽出をしたいということで実施いたしました。

そのアンケート調査の概要について、1 ページの 2 ポツのところに書いていますが、アンケートは合計 116 社に対して今年度実施いたしました。その 116 社というのは、昨年度アンケート調査を実施した 108 社に加えて、今年度新たに港湾・空港における発注者支援業務の入札説明書をダウンロードした建設コンサルタント企業が 8 社いましたので、その 8 社を加えています。

その下に米印で書いていますが、そもそも昨年の 108 社というのは、過去に港湾・空港関係の発注者支援業務を受注したことがある、もしくは入札説明書をダウンロードしたことがある建設コンサルタントの企業と、それに加えて、道路及び河川等の発注者支援業務を主に受注している建設コンサルタントの企業の合計 108 社に対して、昨年度、アンケート調査を実施していましたが、今年度新たに港湾・空港関係の発注者支援業務の入札説明書をダウンロードした企業が 8 社ありましたので、それも加えまして合計 116 社にアンケート調査を実施しています。

調査期間としましては 8 月 13 日から 27 日までの 2 週間ということで実施し、配布方法としては港湾局から郵送したものをファックス、またはメールにて提出して頂きました。結果、116 社中 89 社から回答を頂きましたので、77%の回収率ということでした。

続きまして、2 ページ目をご覧くださいでしょうか。2 ページ目以降でアンケート調査の結果を記載しています。

まず、2 ページ目の問 1 及び問 2 は、昨年と同様のアンケート内容ですが、各社の業務量の状況や発注者支援業務への関心について聞いています。

アンケートの項目が細かく分かれていますので、個々のご説明は省略しますが、抽出した主な意見を右側に枠囲いで記載していますので、それを中心にご説明させていただきます。

問1については、回答を頂いた企業の中で最近の業務の受注量や受注業務における技術者の確保について聞いたところ、「受注量は増加傾向にある」というところが約5割、また、約8割の企業が「技術者の確保に苦慮している」と、技術者の確保はなかなか大変であるという状況が今年も見えて取れました。

その下の問2ですが、「港湾・空港関係の発注者支援業務への関心」について聞いたところ、左のグラフの青い部分の「関心がある」ところと、赤い部分の「以前関心はあったが、今は関心がない」ところを2つ合わせまして約6割の企業が「関心がある」、若しくは、「以前あった」という結果でした。

次に、3ページ目です。問3については、「参加に至らなかった主な理由」について聞いており、先ほどの問2において「関心がある」、もしくは「関心があった」といった企業のうち、入札に参加したことがない39社に、この3ページ目の質問（問3）を聞いています。

そこで、右側の枠囲いにありますが、まず入札に参加しなかった理由として「得意分野ではなかった」という回答が約5割ありました。また、「継続的に受注できるか不安」という回答が約4割ありました。

その下の2つめの枠囲いですが、約5割の企業から「技術者の確保が困難だ」という回答がありました。

その下の3つ目の枠囲いですが、約5割の企業が「非常時の対応の観点より技術者が2人以上必要」という回答がありました。

続きまして、4ページ目です。引き続き、先ほどの39社に聞いたアンケート結果ですが、約4割の企業から「管理技術者等の業務実績要件が厳しい」という回答がありました。また、その下の2つ目の枠囲いですが、約5割の企業から「管理技術者の地域精通度について加点が得られない」といった回答や、約5割の企業から「担当技術者の業務実績に関する加点が得られない」といった回答がありました。また、一番下のところですが、約4割の企業から「他地域での新規参入が難しい」といった回答もありました。

この4ページ目までのアンケート項目は昨年度までと同じものであり、今ご説明したものに加えて、それ以外何かあればご自由に記載してくださいということでしたが、今年度からはもう少し詳しくアンケート内容を聞いております。新たなアンケート内容の結果として、5ページ目以降をご説明します。

問4のアンケートの対象企業は、先ほど説明した2ページの問2の「発注者支援業務に

関心がある」、もしくは「関心があった」という51社を対象にしてアンケート調査を実施しています。その51社のうち約7割の企業は、入札参加要件については「現状のままでよい」という回答でしたが、逆に約3割の企業は「改善すべき点がある」という回答があり、その約3割の企業の方々に問5の内容を聞いています。その回答が右側の枠囲いにあるとおり、約8割の企業が「管理技術者に求める業務実績の拡大（緩和）を要望」しているという結果でした。

また、そのうちの自由意見として、5ページ目の一番下のところですが、「企業及び管理技術者に求める業務実績の拡大（緩和）」に関する意見が幾つかあったほか、「一般土木工事まで拡大してほしい」という意見もありました。ただ、その「一般土木工事まで拡大してほしい」という意見の中で、港湾・空港関係の発注者支援業務の品質確保の対策が必要だということで、その対策として企業内で港湾・空港関係の業務の実績ある者のバックアップが必要だろうということまでコメントしている意見もありました。また、管理技術者が担当技術者を兼務できれば良いといったような意見もあったところです。

続きまして、6ページ目です。こちらも今年度新たに追加した質問項目ですが、総合評価の方法について聞いた結果です。右側に枠囲いがありますが、約7割の企業が「現状のままでよい」という回答でしたが、これ以外の約3割の企業が「改善すべき点がある」という意見があり、その下の問7のところで詳細を聞いています。

問7の（1）の質問で約8割の企業から「企業及び管理技術者に求める業務実績の評価の拡大（緩和）を要望」というものでした。また、（2）の質問で約5割の企業からは「管理技術者の地域精通度の評価の拡大（緩和）を要望」という回答がありました。

また、問7の（1）の自由意見としましては、「担当技術者の技術者不足」があり、それを解消する方策としまして、「若い技術者や経験の浅い技術者に教育する場を提供するような緩和策が必要」という意見がありました。また、問7の（2）の自由意見ですが、管理技術者の地域精通度について、「地域を限定しないでほしい」というような意見もありました。

次に、7ページ目になります。ここの自由意見の記載は、昨年度もありましたが、その他ご意見等あれば自由に書いてくださいというところで、2つほど意見がありまして、「中小企業が参加できるようにしてほしい」、「業務1件当たりに多くの担当技術者を配置することは厳しいので、1～2人程度の規模に分割してほしい」という意見がありました。

次に8ページ目は「アンケート結果のまとめ」になります。アンケート結果から5つほ

ど意見があり、1つ目は「受注業務における技術者の確保に苦慮している」といった意見が今年も多く見受けられました。

また、2つ目は「発注ロットについては大きな問題はないと思われる」という意見がある一方で、「中小企業が参加できるようにしてほしい」又は、「業務1件当たりの担当技術者を1人～2人程度の規模に分割してほしい」という意見がありました。

3つ目は「管理技術者の地域精通度に関する加点が得られない、又は、他地域での新規参入が難しい」といった意見がありました。

4つ目は総合評価の改善要望については、「現状のままで良い」という意見が過半数を占めている一方で、「担当技術者の技術者不足を解消する方策として、若い技術者や経験の浅い技術者を教育する場を提供するような緩和策が必要」といった意見がありました。

最後に5つ目は、入札参加要件の改善要望については、「現状のままで良い」が過半数を占めている一方で、「一般土木工事まで拡大してほしい」といった意見があったものの、その要件緩和に伴う品質確保対策として、企業内で港湾・空港関係の業務の実績ある者のバックアップが必要といった意見もありました。

こうした意見を踏まえ、今回、実施要項をどのように変えるのかというのが9ページ目の今後の対応案です。アンケート結果を踏まえ、できる限りの対応として即時にできる緩和策をご説明させていただきます。

1つ目は、技術者の不足及び中小企業が参加できるようにしてほしいというアンケート結果により、「監督補助業務」と「品質監視補助及び施工状況確認補助業務」の2業務において、「業務1件当たり担当技術者が1～2人程度の規模に分割可能なものは、原則、実施することとしたい」と考えています。

2つ目は、管理技術者の地域精通度に関する加点が得られない等のアンケート結果により、「監督補助業務」と「品質監視補助及び施工状況確認補助業務」の2業務において、「管理技術者の地域精通度の評価方法を緩和することとしたい」と考えています。具体的には後ほどご説明いたします。

3つ目は、担当技術者不足の解消及び若い技術者や経験の浅い技術者を教育する場を提供してほしい等のアンケート結果により、「発注補助業務」「技術審査補助業務」「監督補助業務」「品質監視補助業務及び施工状況確認補助業務」の4業務全てにおいて、「担当技術者の評価方法を緩和することとしたい」と考えています。

4つ目は、昨年度に引き続き、落札後の技術者確保のための期間を与え、入札参加企業

の増加を図るため、「年内に入札公告を公示」できるように努めてまいります。

最後に5つ目は、こちらも昨年度に引き続きですが、港湾及び空港における発注者支援業務の民間競争入札実施要項（案）が確定した後、速やかに「本省及び各地方整備局において港湾技術コンサルタンツ協会などに対して説明会を実施」することで理解を得ていきたいと思っています。

今ご説明した5つのうち2つ目と3つ目について、どのように実施要項に反映するかというのを次の10ページ及び11ページにまとめています。

まず、10ページは、「管理技術者の地域精通度の総合評価の緩和」です。上段が現行で、下段が変更後ということで赤字で記載していますが、上段をご覧頂きますと、「評価の着目点」の右側に「判断基準」の評価項目が①（5点満点）から⑤（0点）までありました。

①（5点満点）が「当該整備局内における同種業務実績がある」の評価になっており、昨年度までは③の「当該整備局外（隣接する整備局）における同種業務実績」は3点の評価としていましたが、下段の変更後をご覧頂きますと、今回、当該整備局外（隣接する整備局）でも同種業務実績があれば3点の評価ではなく5点満点の評価とすることで地域精通度の緩和をしたいと思っています。よって、上段の①と③をまとめて、下段の①の満点評価に緩和しています。

同様に類似業務実績につきましても、当該整備局内と当該整備局外（隣接する整備局）における類似業務実績を同等とみなして、どちらも3点の評価にしています。それが10ページの地域精通度の総合評価の緩和策です。

続いて、11ページ目は、「担当技術者の総合評価の緩和」ですが、こちらも若い技術者や経験の浅い技術者に教育する場を提供してほしいといった意見をご報告したところですが、上段の現行と下段の変更後を比べますと、上段の現状の米印に、「申請された全ての配置予定担当技術者の業務実績により得られた評価点の合計を、配置予定担当技術者数で除して算出とする」、いわゆる平均した点数としていました。この緩和策として、下段の米印のところですが、「申請された全ての配置予定担当技術者のうち、上位1名の評価値とする」、いわゆる平均ではなくて最高点だけを評価する緩和策を考えています。

12ページ目以降は、これまでの資格要件の見直しの経緯を示しておりますので、今回の変更案としましては11ページまでとなりますので、こちらからの説明は終わります。よろしくお願いいたします。

○井熊主査 ありがとうございます。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問のある委員はご発言ください。いかがですか。

○関野副主査 ご説明ありがとうございました。アンケートをとって、その要望をかなり聞いていただいたので、ちょっと希望があるかなという気はしますが、最後の配置予定者の地域性のところで、10ページのところですけど、今までは当該整備局管内だけ5点だったのを隣接も5点にしましたということですが、この隣接を外すということはできないんですか。ちょっと難しいところなんですけど、近ければ中小企業の人が取れるでしょうけど、大企業だと別に地域関係なく派遣できちゃったりするのかなという気がするんですけど、どちらが効率か、ちょっと難しいところなんですけど、隣接まで広げて、もうちょっと広げるという考えはないのかということです。

○内藤建設企画室長 ご指摘の点ですが、やはり当該整備局と隣接しているところであれば、ある程度、気象・海象条件も似ているところもあると思いますが、当該区域（整備局）から離れれば離れるほど、例えば日本海側と太平洋側や、東北地方と九州地方ですといろいろと自然条件が全く違いますので、例えば台風がどれくらい来るとか、波がどれくらい高いだとかが違ってくるので、隣接する整備局を限定的にせず、全ての整備局の業務実績を評価するという案は、今回は考えておりません。ただし、隣接する整備局の業務実績の評価は差をつけずに当該整備局の業務実績と同等に評価をする緩和策ということで考えています。

○関野副主査 ありがとうございます。アンケートの中で出した企業の意見が地域性を緩和してほしいというニュアンスがちょっとわからないんで、隣接の局がまずあったらいいというニュアンスなのかどうかはちょっとわからないんですけども、業者が、そういう要望であれば、これで十分ではないかと思うんですが。

○三浦専門官 若干補足しますが、評価対象のエリアとしては自然条件等もあるので、当該エリアに隣接するエリア（整備局）というのがベターではないかと思っています。例えば、過去に受注した業務のエリア（整備局）が違っていても、同じ業務の実績を持っているのであれば、評価点を上げて欲しいという話も聞きますので、評価する対象エリア（当該整備局管内）については、前回と同じ評価をするにしても、他のエリア（隣接する整備局）の業務実績の評価は、今まで3点しかもらえなかった評価を当該整備局管内の業務実績と同等の評価として格上げしてあげる、いわゆる5点満点の評価にしてあげることによって、隣接する整備局の業務実績であっても満点評価してもらえるという意図が伝われば、

より入札参加企業の増加につながるのではないかと思います、この部分を業務実績の緩和策にした次第です。

○関野副主査 ありがとうございます。

○井熊主査 ほかいかがですか。どうぞ。

○梅木副主査 ご説明ありがとうございます。担当技術者の要件の見直しについて確認させていただきたいのですが、パワーポイントの11で変更点、申請された全ての配置予定担当技術者のうち上位1名と書いてあります。これは職階が一番上という意味での上位という意味でしょうか。

○内藤建設企画室長 そこは、職階ではなくて、配置予定担当技術者の経験（業務実績）で下段の変更後の評価ウェイトにあります①（5点）、②（3点）、③（0点）という点数がありますので、若い担当技術者でも同種業務の実績があれば5点満点という方もいます。評価点の点数が一番高い担当技術者を評価するということです。

○梅木副主査 なるほど。

○内藤建設企画室長 評価点の点数が「上位1名の評価値とする」という意味です。

○梅木副主査 わかりました。認識が異なっておりました。職階であり、責任者だけが一番良い点であれば、ほかは全然業務経験なしの方でも良いということだとすると、品質上、問題があるのではと思いましたが、そういうことを意味しているわけではないことが分かりました。どういう構成員かというよりも、配置されている人の中で同種の業務経験のある方をちゃんと配置することでよいという方向に要件を緩和したというところがポイントということですね。

○三浦専門官 担当技術者の評価は同種業務、類似業務でそれぞれ評価をするというのは従来と変えていませんが、例えば3人の配置予定担当技術者の申請があり、そのうち評価の一番高い同種業務を持っている人が1人いて、他2人は、類似業務の実績を持っていたとすると、今までの評価方法は、同種業務5点＋類似業務3点＋3点を申請人数3人で除して平均の評価値としていました。しかし、今回は、その3人申請の中で1人同種業務の実績を持っていれば、5点の満点評価として評価をしてあげると、要するに平均の評価値ではなく1人でも同種業務の実績を持っていれば満点評価してあげるという緩和策にしております。

○梅木副主査 なるほど。ほかに未経験の人がいても点数は減らないということですね。

○三浦専門官 そうです。極端に言えば、業務の未経験者は、評価のウェイトにもあると

おり、その他の0点になりますので。

○梅木副主査 その他の0点ですね。加点はつかないけれども、そういう場合も受け入れるということで条件を緩和したということですね。

○三浦専門官 そうです。仮に未経験者の技術者がいたとしても、経験（実績）のある技術者と一緒に仕事をするすることで、それが若い技術者の育成に繋がっていくものと思っています。

○梅木副主査 わかりました。

その場合、今回、ちょっとご説明はということで省かれたんですけど、アンケートの中の①番で業務1件当たりの担当技術者1～2名程度に規模も小さくしていくというのが大前提としてあって、そういう小さなグループの中であれば、今おっしゃったような、1人同種の業務実績のある方がいれば、人材の育成ということもできて、品質も担保できるのだと、そういう理解でよろしいですか。

○三浦専門官 ここは発注規模の大小に関わらず、担当技術者の評価値としては、申請者が複数名いたとしても、そのうちの1人が同種業務の実績を持っていれば満点の評価値にするというふうに考えております。

○梅木副主査 そうすると、次に品質は大丈夫なのかという点が気になります。未経験の人を育成するという意味では、要件が低くなり、入札者が増えるという方向にあります、一方で担保しなくてはならない品質があります。小さなグループであれば、このようなやり方でも品質が担保できるので、こういったご提案もあるでしょうが、例えば10人、20人といった人数の技術者の中に、上位の人、1人だけポイントが高くて落札されたときに、ほかのメンバーが全員業務経験がない方だった場合に心配が生じます。おそらく意図されているのは、規模も小さく分割にしていって上で入札しやすいように、上位の方で同種の業務実績があるという2つの組み合わせがあって、これは機能するのか疑問があります。

○三浦専門官 ご指摘の品質確保についてですが、港湾・空港関係の発注者支援業務の担当技術者は概ね4人から5人程度であり、十何人も技術者が必要になるような規模の業務はほとんどないので、今回、変更案の「申請された全ての配置予定技術者のうち、上位1名の評価値とする」（上位評価方式）の品質確保の担保は、来年度この緩和策で発注して、例えば、担当技術者の上位評価方式の業務成績が下がり、当該業務の成果物の品質に問題があるような傾向が見られるのであれば、今おっしゃったように、小ロット（規模）の案

件だけに限って、この配置予定担当技術者の「上位1名の評価値」をしてあげるとか、そういう分析は必要かと思います。しかし、今のところ、我々の考えとしては、繰り返になります、十何人も技術者が必要になる規模の業務はほとんどないので、そこは現状の規模の業務においても品質の確保は出来るものと想定しており、入札参加企業の増加と品質確保の両方について期待しているところです。

○梅木副主査 わかりました。ご説明ありがとうございます。

○井熊主査 ほかによろしいですか。

これは、緩和によって参加してくれるであろう企業というのは、ある程度の地域性を持っていながら、他県にある程度進出の意欲もありというようなレイヤーの人ですね。そういうような企業であれば、1人ぐらいは最高位をとれるような技術者がいて、あとは未経験者も含めて組成できるというやつがあれば参加してくれるのではないかとということなんですが、実態的には、そう読めるんですが、そういうのは現場感覚的に結構いそうだなというイメージはあるんですか。

○三浦専門官 一般論になりますが、先ほどのアンケートにもあったとおり、各企業の業務量は増加している傾向にあるため、技術者の確保が課題と聞いているところです。また、仕事を受注するために、今、ほとんど総合評価落札方式でやっているのですが、少しでもいい評価点を取りにいかうとすると、実績を持っている技術者を申請する傾向が多く、どうしても偏った技術者の配置となるため、若い技術者を何とか育てたいという観点からも、経験を積ませたい（実績をつくりたい）というのは、この発注者支援業務以外でもそのような意見は聞いているところです。ベテランの技術者だけにこだわらずに、若い技術者にも何とか経験を積ませてあげられれば、今後、入札参加する時、求められる業務実績の評価について、1つでも2つでも多く業務の経験（実績）がつけば、どんどん新しい技術者も育っていくのではないかと考えており、実際、業界からも若い技術者の育成・確保については喫緊の課題ということも聞いているので、その辺のニーズはあるのではないかと考えているところです。

○井熊主査 ほかによろしいですか。

アンケートをしっかりとやっていただいて、それで対策をとっているんで、まずは、これで対応という感じかなというふうに思います。好結果が出ることを期待しております。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきますが、事務局は何か確認すべき点はございますか。

○事務局 特にはございません。

○井熊主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、今後の実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。先生方、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、今後の実施要項（案）の内容に何か疑義等が生じた場合は、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、本日の審議は、これで終了したいと思います。ありがとうございました。

（国土交通省退室）

（国土交通省入室）

○井熊主査 続きまして、道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務の実施要項（案）につきましては、国土交通省大臣官房技術調査課、近藤建設システム管理企画室長よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、ご説明は15分程度でお願いいたします。

○近藤建設システム管理企画室長 ただいまご紹介いただきました国土交通省大臣官房技術調査課で建設システム管理企画室長を仰せつかっております近藤と申します。よろしくお願いいたします。では、座って説明させていただきたいと思います。

まず、お手元の資料C-8というものがあるかと思いますが、こちらに基づきまして説明させていただきます。

まず始めに、前回、委員会が開催されました7月から、これまで取り組んできた概要ということで、7月以降、建設コンサルタント等に対しましてアンケートを実施いたしましたので、その結果をご紹介します。

1ページ目のアンケートの目的の2つ目の固まりにございますとおり、これは、昨年同様でございますが、1者応札の割合が8割を超えている公物管理補助業務、こちらに焦点を当てまして資格要件等につきましてアンケートを行っております。

下のほうに対象企業ということで書いてありますが、入札参加可能企業の中から発注者支援業務等に関心を持たれていると思われる企業を対象として行っておりまして、昨年度の業務説明会に参加した企業の中から、国交省の公物管理補助業務を受注した者を除いた合計251者に対しまして実施しております。回収率は67%ということでございます。

2ページ目以降が、その結果をまとめたものでございます。まず、2ページ目ござい

ますが、左側が業務実績、右側が技術者のそれぞれにつきまして、要件が現状のままでいいか、緩和したほうがいいか、厳しくしたほうがいいかという、この三択でアンケートをしております。

各円グラフを見ますと、青色の現状のままでいいという回答がいずれも9割を占めているということで、昨年度のアンケート結果と比べましても、現状のままでいいというような意見が少し多くなっているのかなというような状況です。

ただ一方、緩和したほうがいいという意見も1割程度いただいているという状況でございますので、これに基づいて今回も要件緩和について検討させていただいたということでございます。

続きまして、3ページ目をごらんくださいませ。こちらでは、入札参加要件を緩和したほうがいいというふうな意見をいただいた方の中から、個別の具体的な意見を最上段のところに記載しております。記載のとおりでございますが、実績のある技術者が高齢化、あるいは不足することが予測されて、ある程度の工事経験等がある類似業務の参加要件を拡大する、こういったものが必要であるというような意見をいただいているところでございます。

また、その他の意見という欄がございますが、こちらでも企業として要件に該当する技術者を確保していない中で、入札した場合の受注後のリスクを懸念する意見ですとか、あるいは、そもそも技術者不足により人材確保が難しい、あるいは常駐させるほど技術者がいないといった意見をいただいております。

さらに、すいません、本来はここに書くべきだったんですけども、先に5ページ目を見ていただきたいんですけども、5ページ目の拡大という欄の2つ目のポツでございますが、施工実績を有する者の知識が生かされるという観点では、管理技術者には工事实績の評価も対象としてほしいというコメントもいただいているところでございます。

以上をまとめますと、すいません、3ページ目に戻っていただきまして、一番下のところですけども、現場経験に関して参加要件を拡大してほしいという意見がございました。あとは資格要件の問題ではなく、技術者不足や公物管理補助業務に精通した技術者がいない等の意見も多くあったというような形でございます。

続きまして、4ページ目でございます。こちらでは、既に対応済みの要件に関して意見をいただいたということを記載しております。対象は、公物管理補助業務だけではなく、発注者支援業務等全体を対象として意見を伺っているというものでございます。

記載のとおりでございますが、既に緩和済みの内容について多くの意見をいただいているということでございます。これは、まだ緩和の内容が十分に企業の皆様に伝わっていないというようなことが一つ要因として考えられますので、そういった意味では、今後も説明会による主要要件の周知ですとか、あるいは各地方ブロックにおける問い合わせ窓口の周知、こういったことにより要項の内容をより理解いただく機会を設ける必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

続きまして、5 ページ目でございます。先ほどの3 ページ目のアンケート結果を受けて、今回緩和予定の条件を検討したものが、こちらの5 ページ目になります。先ほどのご説明のとおりですけれども、工事経験を類似業務として認めてほしいという意見ですとか、そのほかにも、先ほど申し上げた2 つ目のポツの意見がございました。

そういうことから発注者支援業務等の配置予定管理技術者の資格要件の類似業務というところで、これまで管理技術者の業務のみ認めていたわけでございますが、それを今回、新たに主任技術者としての業務も類似業務ということで追加することとしております。これによりまして、現場経験は長いものの、管理技術者の資格を持っていない技術者の方も参加が可能になるというふうに考えてございます。

6 ページ目でございます。これは、公物管理補助業務の望ましい契約期間ですとか、あるいは次のページになりますけれども、発注ロットについて、アンケートで聞いたものでございます。

6 ページ目は、まずは契約期間でございますが、今までも複数年契約ということで、我々も工夫してきたところでございますが、円グラフに示されていますとおり、単年、2 カ年、3 カ年、そういったくくりで申しますと単年での回答というのが一番多いですけれども、単年と複数年というくくりで見ると複数年を希望する意見を多くいただいております。このことから、引き続き複数年契約での発注を実施してまいりたいというふうに考えております。

ただ、複数年だと技術者を固定することは難しいという観点から、単年度のほうがいいのではないかという意見もございましたので、申し添えさせていただきます。

続きまして、7 ページ目でございます。こちら、望ましい発注ロットに関するアンケート結果です。こちらの結果は、昨年とおおむね同様でございますが、約4,000万以下というものをご希望される意見が7割以上を占めているという状況でございます。

個別の業務の事情ですとか、業務を分割することで、費用の増加等の課題はございます

けれども、今後も引き続き1件でも4,000万以下のロット件数を増やせるように関係部局と連携して発注を実施してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、8ページ目でございます。こちら、昨年度、要件緩和した内容についてアンケートをとったものでございます。まず、8ページ目は、昨年度どんな要件緩和をしたのかということでございますが、現状のところでございますけれども、これまでは、申請された予定担当技術者の平均点の評価値というものにしていていたものを昨年度は上位1名の評価ということに修正して要件緩和を行っております。

これについてアンケートで聞いたのが9ページ目でございますけれども、上段に賛成意見を記載しておりますが、賛成意見といたしましては、若手技術者の起用ができており、人材育成につながっているといった意見ですとか、あるいは人材の確保が難しい折なので、少しは入札参加しやすくなったという意見がございまして、技術者不足の解消につながる緩和であったのかなというふうに考えております。

一方、下の段にございまして、業務の品質確保を懸念する意見もございまして、今後も業務の品質を確保しながら技術者の不足の対策となる要件緩和というものを進めていくことが重要なというふうに考えております。

10ページ目でございます。今申し上げたアンケート結果に加えまして、ヒアリングというものを実施しております。こちらについては、一番下にまとめますとおり、現場経験に関して参加要件を拡大してほしいという意見ですとか、あるいは資格要件ではなく技術者不足により入札できないという意見、先ほどのアンケートとおおむね同様の意見が得られたところでございます。

続きまして、11ページ目でございます。先ほどご説明したとおり、入札緩和要件の拡大に対する意見として、もう既に対応している要件に対する意見も多くあったということで、業務説明会におきましては、昨年度に引き続きまして実施要件の変わったところについて、変更年度を含めて、このような形で、赤字でわかるようにして説明者にご理解を促したいというふうに思っております。

最後、12ページ目でございます。これも昨年度に引き続きでございますが、問い合わせ窓口も、このような形で充実して理解を深めていただきたいというふうに考えてございます。

続きまして、資料C-6でございます。こちら、パブコメを行った結果をまとめたものでございます。1枚目にありますとおり、意見をいただいた方は全体で12件、複数意見

をいただいた方もおられますので、総意見数といたしましては右下にあるような62件と
いうような形になっております。

ちょっと時間の関係で全てはご説明できませんが、ご意見といたしましては、例えば7
ページ目になるんですけれども、10番でございますが、Windowsのバージョンの
数字を変える、このような誤記の修正といった意見のほかに、あとは5ページ目ござい
ます。5ページ目の7番、こちらの入札手続の日数に関する意見をいただいておりますが、
これに関しては発注者の書類審査ですとか、諸手続にかかる日数がございまして、これ
以上の縮減はなかなか難しいというような形で書かせていただいております。

あるいは7ページ目の11番でございます。こちら、資格を有さない技術者の配置に関
する要望でございますが、こちらにつきましても品質の確保の観点から、実施はなかなか
困難というふうに考えておりまして、今回は、先ほどご説明した主任技術者を緩和すると
いうような形で対応したいということで、全体としては、基本的に私どもの作成した原案
に沿った形で進めたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、資料C-7でございます。こちら、今回の発注者支援業務の実施要項の概
要ということで、資料C-2につけさせていただいているものを抜粋して一覧形式でつけ
させていただいたものでございます。赤字が、昨年度からパブコメ前に私どもが修正した
箇所、パブコメ後に修正した箇所が青色ということになっています。

赤字といたしましては、7ページ目をごらんいただければと思いますが、7ページ目に
元号を修正したような話ですとか、あるいは先ほど申し上げた主任技術者の緩和というこ
とで、その辺が赤字となっております。

青字につきましては、戻って6ページ目でございますが、許認可の関係でご意見をいた
だいたことに関しまして、青字のような形で修正させていただいているということでござ
います。

最後に、C-10でございますが、先ほどの業務説明会の概要について簡単にご説明し
たいと思います。C-10でございます。発注者支援業務に関する説明会につきましては
平成24年度から実施しておりますが、今年度も全国10会場で実施して、実施要件の緩
和ですとか、従前と変更したところを丁寧に説明したいと思っております。

発注者支援業務等の関係団体の周知につきましても平成27年から行っておりますが、
今年度につきましても、こちらに書いてある業団体に対して説明を実施する予定でござい
ます。これにつきましては、例年どおり、小委員会のご審議が終わった後に、私ども地方

整備局ですとか、北海道開発局等で周知させていただこうというふうに考えております。

すいません、やや時間を超過しましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

○井熊主査 ありがとうございます。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問のある委員はご発言いただきます。いかがでしょうか。どうぞ。

○宮崎専門委員 ご説明ありがとうございました。資料のC-7というA3の資料ですが、ページだと7ページになるかと思うんですが、下段の予定管理技術者の経験能力という総合評価の配点の仕方ですけれども、これ、地域精通度という項目がございまして、①で当該事務所管内における同種または類似業務実績が5点。それから、②で当該整備局管内の同種または業務実績が3点となっていて、地域性は確かにあるのかもしれませんが、同一事務所というのは、かなりエリアが狭いのかなと思っていて、可能であれば同一整備局管内が5点、先ほどの港湾のほうなんかですと隣接する整備局も5点というぐらいに緩和されているんですが、結局、エリアを狭くし過ぎると、そこ以外の経験ある方がなかなか入る機会がなくなるのかなと思いますので、この点、拡大の余地があるのかというのは、ちょっと検討いただければなと思うんですが、整備局が同じであっても事務所が同じでないと地域性精通度に関して支障がある事項というのがもしあるのであれば、ちょっと教えていただければ。

○川尻課長補佐 ご指摘いただきました内容につきましては、私どもでも実は過去から考えてきていて、今回も少し考えてはみたんですけれども、例えば、今ご覧いただいているページは河川の許認可ですが、事務所に縛っている理由というのは、やはり河川の水系によって管理上いろんな特徴が、その事務所によってとか、地形条件でありますとか、気候でありますとか、事務所が違っていると、やはりいろんな条件が違ってくるのではないかという懸念があります。整備局で見ましても、例えば近畿地整なんかですと、日本海から太平洋まであって、気候も全然違いますし、河川なんかは現場の条件が全く違いますので、このあたりは、やはり地域に精通した者が業務に携わったほうがいいのではないかという思いが私どもにはございます。ただ、ご指摘をいただいた、これによって参加者が少なくなっている可能性はないと言い切れないんですけれども、先ほど説明がありましたが、業務の品質を懸念する声もあり、品質とのバランスもとりたいと思っていて、今回は、先ほどの現場経験を持っている人が類似業務として手を挙げられるようにという要件緩和によって、どれだけ広がるかなというのを見てみたいというのもございまして、段階的に

次のステップでまた検討させていただければと思いますが、今回は現場経験を持っている技術者をもって緩和できないかということで考えているところです。

○宮崎専門委員 おっしゃっていることもある程度わかるんですが、その場合、同一事務所管内だけ評価が高くなるのは、ちょっとやっぱり狭いのかなと思ってしまして、例えばですけど、同一の整備局管内で類似じゃなくて同種業務やっている場合には、もうちょっと配慮するとか。今のですと、同一事務所管内の類似業務のほうが当然優先されるわけですよね。

○川尻課長補佐 そうです。そこは、先ほど申し上げた近畿地整のような、そういう条件の全く違うところを考えると、やはり類似であっても地域精通度という言葉のとおり、事務所管内に精通しているというところを重視しているという考え方でおります。

○宮崎専門委員 河川の場合は、確かに川の地形とかあるんでしょうけれど、真ん中の道路許認可審査・適正化、これにも地域性というのは、そんなに必要なものなのでしょうか。

○川尻課長補佐 やはり雪の積もるところは違うと思います。

○宮崎専門委員 そのレベルであれば同一事務所までは必要ないのかなと思うんですが。

○川尻課長補佐 おっしゃられるように、似たような気候条件というのであれば考える余地はあるかもしれませんが、次の検討課題ということで考えさせていただければと思います。

○宮崎専門委員 個人的には、河川事務所は確かに川によって特徴あるのかもしれませんがけれども、道路であれば同一事務所まで絞る必要はないのかなと思いますので、そこはぜひ検討いただきたいなと思います。

○井熊主査 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

今の点で具体的に言えば、例えば関東であつたら栃木の業者と福島の業者は、そんなに違うのかという話になりますよね。ですので、なるべく、そこのところは緩和をしていく。段階的緩和ということもあるかもしれませんが、この委員会もなるべく早く、ここでの検討の成果を出していこうという方向になっていますので、今年は主任技術者、先ほどの修正したところも、赤いところがほんとうに少ないなというイメージは受けたんですけど、可能のところはどんどん積極的に緩和を検討していただきたいなというふうに思います。

ほかいかがですか。よろしいですか。

ちょっと私のほうから2つあるんですけど、アンケートのほうで緩和をしたほうがいいという人がすごく少ないなと思ったんですけど、この中で既存の受注業者と受注していな

い業者の比率ってどのくらいあるんですか。

○近藤建設システム管理企画室長 1 ページ目のアンケート対象企業に記載ございますけれども、説明会に参加した企業のうち受注していない企業の方に聞いておりますので、受注した企業の方のご意見は入っておりません。

○井熊主査 受注していない企業で、9 割が緩和しなくてもいい、現状のままでいいという方向だということなんですね。

あと、ほかの案件でお願いしたところがありまして、手持ち業務量という項目がありまして、手持ち業務量というのを官側のほうから民側のほうに聞くのは昨今どうなのかなということもありまして、こういう条項の削減というのは検討できないかなということですが、いかがですか。

○近藤建設システム管理企画室長 手持ち業務量は、1 つの業者に業務が集中することのないように設けているということなんですけれども、それを緩和するということは業者の寡占が進むのかなというふうには考えているんですけれども、ちょっとすいません、ご趣旨がよく理解できませんでした。

○井熊主査 競争的には、もしかしたら、そういう影響もあるかもしれませんが、やっぱり公共が民間の稼働率に関して関与するような条項というのはいかななものかなと私は思うので、削除したほうがいいんじゃないかなと思います。

○近藤建設システム管理企画室長 もう一つは、手持ち業務量の効果といたしましては、ある企業が必要以上に業務を受注して、とったはいいけれど、業務がしっかり完了できなくて品質の低下を招くというようなところもありますので、そこは慎重な検討が必要なのかなというふうに思っています。

○井熊主査 先ほどの港湾の要項の中に入っていないんですよ。同じようなことは民間も思うわけですけど、発注したところがちゃんとやってくれるかどうかというんですけど、民間でこういう条項というのは、まず入っていないと思いますので、検討いただければなと思います。

ほかありませんか。よろしいですか。

それでは、今、検討していただくということに関しましては、管内と周辺の部分と最後の部分と2点ございましたので、そこにつきましてご検討いただいた上で、その検討結果を事務局のほうに報告していただければなと思います。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきたいと思いますが、事

務局から何か確認すべき点はございますか。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 それでは、本実施要項につきましては、先ほど申しました検討点に対する回答をいただきまして、その結果をご報告いただきました後に必要であれば実施要項について修正を行って、それを確認して手続を進めたいというふうに思います。よろしく願います。よろしいでしょうか。

では、本日は、どうもありがとうございました。

(国土交通省退室)

—— 了 ——